

平成 31 年 2 月 27 日
自動車局技術政策課

セミトレーラによる建設資材等の運搬方法について、 安全性を確保しつつ、基準を緩和します。

～基準緩和自動車の認定要領等の一部改正について～

国土交通省は、通達改正により、本年 3 月からセミトレーラで運搬できる建設資材等の運搬方法について基準を緩和し、トラック輸送における生産性の向上などを図ります。また、違反点数を明確化するなどにより、悪質事業者等への対応の厳格化を図ります。

1. 背景

トラック輸送における生産性の向上、働き方改革の推進など、官民あげて課題解決に向けたさまざまな取り組みが行われているところですが、一部では法令違反による運行により物流秩序に混乱を与え、事故を惹起させる事案も見受けられるところではあります。

これらの状況を踏まえ、一定の条件を付すことにより、幅広の建設資材や建造用鋼板の複数積載を認めるとともに、処分の厳格化等を図ることとします。

2. 改正通達

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成 9 年 9 月 19 日自技第 193 号）
「基準緩和自動車の行政処分等要領について」（平成 29 年 7 月 3 日国自技第 49 号）

3. 改正概要

(1) 幅広貨物の輸送について（認定要領）

幅広トレーラ（幅の基準緩和を受けて運行するセミトレーラ）を使用し、幅及び長さにおいて 2.5 メートルを超える分割不可能な建設資材や建造用鋼板などの幅広貨物を、セミトレーラ一般に対する保安基準の規定値である車両総重量 28 トン（構造により 36 トン）を超えない範囲での複数積載を認めることとします。

(2) 処分の厳格化（認定要領及び処分要領）

基準緩和を受けて運行する者による法令違反を抑止する観点から、法令が遵守されていない（関係法令違反により事業停止等の行政処分を受けた）場合には、一定期間緩和認定を行わないよう措置することとします。

また、基準緩和を受けた自動車が積載貨物を落下させ、事故を惹起した場合などにおける違反点数の明確化により、厳正に処分が実施できるようにします。

国土交通省としては、運行の安全性を確保するための条件及び関係法令を遵守していただき、安全な運行を行っていただきたいと考えております。

4. 施行日

平成 31 年 3 月 1 日（ただし、3. (2) 前段の措置については 2019 年 9 月 1 日）

なお、本年 1 月 7 日から 2 月 6 日までに実施したパブリックコメントの結果等につきましては、下記 e-gov のホームページにて公表しています。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155190901&Mode=2>

＜お問い合わせ先＞ 自動車局技術政策課 吉池、市川
電話：03-5253-8111（内線 42216、42259）
直通：03-5253-8590 FAX：03-5253-1639

【参考】基準緩和自動車の認定制度の見直しについて

【背景】トラック輸送における生産性の向上、働き方改革の推進など、官民あがて課題解決に向けた様々な取り組みが行われているところですが、一部では法令違反による運行により物流秩序に混乱を与え、事故を惹起させる事案も発生しています。

【運送業界要望】 安全性が確保された効率的な輸送、悪質な運送事業者等への厳格な対応

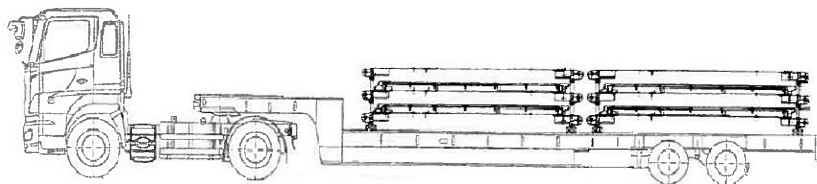
認定要領、処分要領改正

幅広貨物の複数輸送について（2019年3月から）

- 幅広トレーラ※¹を使用し、セミトレーラ一般に対する保安基準の規定値である車両総重量28トン（構造により36トン）を超えない範囲で幅広貨物※²の複数積載を認めることとします。

※1 幅の基準緩和を受けて運行するセミトレーラ

※2 合成床版、建築用パネル、建造用鋼板その他建設資材であって、幅及び長さにおいて2.5メートルを超える分割不可能な貨物



処分要領における違反点数の明確化（2019年3月から）

- 適切に貨物を積載せずに、幅広貨物を落下させた場合
…8点（新設）
- 幅広貨物の制限違反…3点（新設）
- 積載重量の制限違反…3点（既設）

基準緩和自動車の申請者条件を追加（2019年9月から）

- 申請日前3ヶ月（悪質違反6ヶ月）間又は申請日以降に以下の処分を受けた者ではないことを条件とします。（継続申請除く）
 - ・ 保安基準緩和の認定の取消処分
 - ・ 貨物自動車運送事業法違反による自動車等の使用停止以上の処分、道路運送法違反による使用制限（禁止）処分（事業用貨物自動車の申請に限る）